

第2回久慈市沖浮体式洋上風力発電検討委員会 議事概要

日 時：令和3年11月5日（金）10：00～11：30

場 所：久慈市役所3階大会議室 及び ZOOMWEB 会議室

出席委員：北澤委員長，田中委員，後藤委員，佐々木委員，皂委員（代理：濱欠氏），二子委員，山王委員，横内委員^{*}，佐藤委員^{*}，高橋委員^{*}，阿部委員^{*}，和村委員，森山委員，小笠原委員^{*}，桑田委員，嵯峨委員，久松委員，谷崎委員，大崎委員 ^{*}は ZOOMWEB 参加者

1. 主な議事

- 【議事1】 第1回検討委員会の振り返り
- 【議事2】 今年度の進捗状況
- 【議事3】 今後の予定
- 【議事4】 その他

2. 主な意見等

【議事1 関係】

特になし

【議事2 関係】

○進捗状況

- ・久慈市沖が再エネ海域利用法プロセスの「一定の準備段階に進んでいる区域」に選定され，市民や事業者の関心が高まっていると思うが，反応はあったか。
- 市議会には説明を行った。商工会からは事業内容についての質問があり，情報提供，意見交換をした。市民からの反応は今のところはない。今後，地域住民にもご理解いただける取り組みをしていきたい。

○魚類調査

- ・魚類の行動特性は海洋環境と合わせて考えなければならない。季節によって海水組成が変化することで魚類相も変化する。底生魚は低水温を好む傾向がある。水深が浅い側の地点では魚類がないという結果だが，海洋環境の鉛直分布の情報がないため，常に魚類がないのか，季節によって利用場所が変化するのか判断できず，魚類にとって，当該海域がどの程度重要か不明である。今回の調査で STD 等による観測はしていないのであれば，ROV の水温の記録を確認するとよい。生物相から海洋環境を想定することもできる。
- ROV の観測データも含めて，手持ちのデータと照らし合わせる。

○海象調査

- ・潮流や波浪は風の影響を受けている可能性が高い。海象に加え周辺の气象台等のデータと照らし合わせてみるとよい。
- 今後の調査の検討に取り入れる。

○エネルギーの地産地消の手法：水素利用について

- ・事業者は売電を前提としていると思うが、その中で水素需要の拡大や、今後の港湾地域での利活用はどのように取り組むのか。
- 水素の導入は具体的に定まっていない。水素利用は、系統連系の問題がある中で技術的に考えられる他の手法として紹介している。この技術が有望であれば実装について検討する。需要と供給も重要な要素であり、再エネ電力の需要がどの位あるか、今後把握していく。

○事業性の検証：発電事業者ヒアリング

- ・設備容量と風車基数、専有面積の理想の値の下限値が最小の値よりも少ないが、誤りか。
- 事業者によって回答数値に幅があり、その範囲をまとめて示しているため、このような記載になっている。
- ・発電事業者の考える課題に「系統連系」とあるが、今後どのような見通しを考えているのか。
- 市として、現状では具体的な見通しは考えていない。
- ・発電事業者の意見に、「事業者が勝手にアセス配慮書を提出したり、漁業者と接触したりしないように通知を出してもよいと思われる」とあり、これは非常に重要であると考えている。現状の良い雰囲気を壊さないためにも具体的にどのような対応を考えているのか。
- 事業者に対して、配慮書手続きの制限はできないと考えているが、漁業者との接触については、市が窓口となってほしいとの要望が漁業関係者からあり、市は事業者に対してその旨を発信していく。
- ・事業者がゾーニング結果の促進範囲を上回る範囲の事業計画で配慮書を提出した事例があり、再協議するよう経済産業大臣から勧告があった。通知のみで実行性があるか不明である。例えば、改正温対法に係る促進区域の設定に今回のゾーニング結果を取り込むよう、検討してもらいたい。

○風況調査手法の検討

- ・洋上での周年観測は莫大なコストがかかるため、困難であれば間接的な現況把握手法を検討してはどうか。例えば気象台等の観測結果を用いて相関を明らかにする手法が考えられる。ナウファスにも風況情報があるので入手できないか。
- 現状では、ナウファスデータの入手は難しい。海上保安庁から牛島灯台の風況データを随時ご提供いただいているが、陸の地形の影響を受けるため、海上風況シミュレーションと一致しない。事業者も洋上の風況データを必要としており、今後明らかにしていく必要がある。
- ・今回の調査結果は次年度以降の業務に繋げ、配慮書・方法書として事業者に活用してもらえように整えるものと認識している。そのため、今回得られたデータを整理し、課題点を明確にし、足りないデータは事業者を引き継げばよい。可能ならば、次年度以降に今年度の課題の補足調査を実施するとよい。
- ご指摘ありがとうございます。そのように検討していきます。

【議事 3 関係】

- ・配慮書と方法書相当の「図書」の作成に関して、本業務は、事業化に資する情報の不足から「業務を通じて様々な情報を収集し、参入を希望する事業者を提供した上で、事業者が環境アセスを始めていく準備段階として、ある種の前倒し調査を実施し、それをもって事業者が実施する環境アセスのプロセス短縮を図るもの」と認識していたが、今回の説明では配慮書と方法書相当の「図書」を作り、県の審査会へ照会し、意見を取り込むとある。配慮書・方法書相当の成果というのは理解しているが、「図書」の準備となると別の話になるのではないか。「図書」は事業者責任で作成すべきと認識しており、協議会で作成することは行き過ぎだと思う。加えて、その内容を県審査会へ照会することは、審査会が持つべき中立性等に懸念が生じるおそれがあり、一定の距離が必要であると考えます。セントラル方式は、方法論を確立したうえで実施することにより環境アセスのプロセスを短縮化する試みと認識している。本事業においても方法論を検討する必要がある。
- ・陸上風力発電事業で、県と事業者でコンソーシアムを作って環境アセスを行い、コンソーシアム内の一社が引き継いで事業を行った事例がある。本事例のように事業者を変更することができるため、自治体が環境アセス手続きを行うことも可能であるといえる。

【その他】

特になし